

## 4. 都市整備の方針

### 1) 土地利用計画

#### (1) 基本的な考え方

自然との調和を図り、魅力的な都市活動ができるよう、市街地の計画的な土地利用を推進します。

#### (2) 基本方針

##### 住宅系地域

東部地域と中部地域の一部に立地している計画的に開発された戸建て住宅地を低密度住宅地、東部地域の一部と中・西部地域に広がる密集度の高い地区を中密度住宅地として位置づけ、地域に応じた居住環境の整備を図ります。

##### 商業系地域

JR 蒲原駅北側地区及び新蒲原駅北側地区は、商業・業務地区として、また新蒲原駅南側地区は、中心商業業務地区として位置づけ、地域に応じた商業、業務施設の集積と中心商業業務地区にふさわしい景観づくりを推進します。

##### 工業系地域








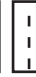








東部地域に集積している既存の工業地は、公害防止に努めると共に、周辺環境との調和を図ります。中・西部地域では、住環境へ配慮しつつ、地場水産加工業の保護、育成を図ります。

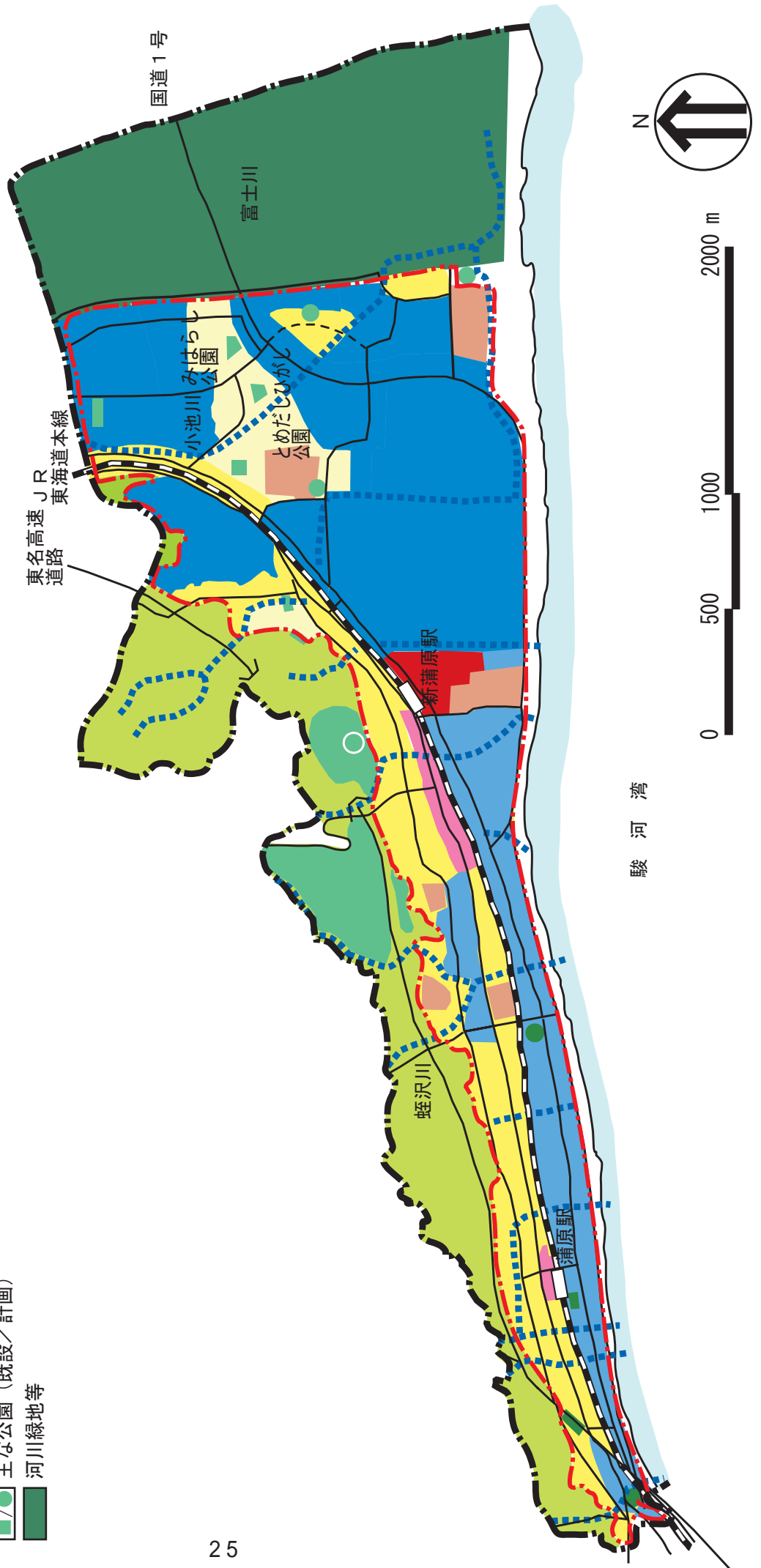


## (3) 整備方針

区分	整備方針
住宅系地域	
低密度住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部地域や中部地域の一部に、計画的に開発された低層戸建て住宅地は、下水道整備を推進すると共に、現在の閑静な居住環境の維持に努めます。</li> </ul>
中密度住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部地域の一部と中・西部地域に広がる店舗、事務所、小規模な工場などが併存する密集度の高い住宅地は、下水道整備を推進すると共に、道路、公園などの整備・改善に努め、中密度の良好な住宅地を形成します。</li> </ul>
商業系地域	
商業・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 蒲原駅北側地区は、町民の日常的な買い物や交流の場として、また、新蒲原駅北側地区は、店舗・事務所などの沿道サービス型の近隣商業・業務地区として地区に適合した、商業、業務施設の誘導を図ります。</li> <li>・ なお、蒲原駅は、町の西玄関口として、駅及び周辺施設の機能充実を図ると共に、駅前にふさわしい景観づくりに努めます。</li> </ul>
中心商業業務地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 新蒲原駅南側地区は、魅力的な景観づくりを推進し、町民や近隣市町を対象とした当町の中心的な商業業務地を形成します。</li> <li>・ 地区内への中層住宅の建設にあたっては、商業や業務施設等を組み入れた併用住宅の誘導に努めます。</li> </ul>
工業系地域	
工業地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東部地域に集積している、日軽金をはじめとする既存の工業地は、引き続き公害の防止、緑化の推進に努め、周辺環境との調和を図ります。</li> </ul>
工業地区 (地場産業振興)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地内に点在している水産加工場は、公害が発生しないよう住環境への十分な配慮に努めます。</li> </ul>

# 土地利用方針図

- |   |               |   |            |
|---|---------------|---|------------|
|  | 低密度住宅地        |  | その他の農地・林地等 |
|  | 中密度住宅地        |  | 河川         |
|  | 商業業務地区        |  | 主要道路       |
|  | 中心商業業務地区      |  | 構想道路       |
|  | 工業地区          |  | 鉄道         |
|  | 工業地区 (地場産業振興) |  | 想定市街化区域    |
|  | 主な公施設         |  | 都市計画区域     |
|  | 主な公園 (既設/計画)  |   |            |
|  | 河川緑地等         |   |            |



## 2) 道路・交通計画

## (1) 基本的な考え方

当町の利便性の高い都市的活動を支えるために、幹線道路による骨格道路網を整備します。また、東部地域に循環バスルートを整備するなど、公共交通機関の充実に努めると共に、歩行者が安全で、快適に歩くことができる道路づくりを推進します。

## (2) 基本方針

## 骨格道路網の形成

## ( ) 幹線道路による骨格道路網の形成

広域幹線道路の国道1号、市街地内幹線道路の県道富士・由比線及び都市計画道路山手線、神沢白銀線などの東西軸とを結ぶ南北方向の都市計画道路により、ラダーパターン（はしご状）の骨格道路を形成し、市街地内交通の循環を図ります。

## ( ) 東部地域内幹線道路の整備

土地区画整理事業等に合わせて、生活・産業道路として位置づけられる東部地域内の幹線道路の整備を進めます。

## 人に優しい交通整備

## ( ) 東部地域の循環バスルートの充実

東西方向に細長い市街地を成している中・西部地域のバスの利用しやすさに比べ、南北にも広がる市街地形成をしている東部地域の利用しにくさを補うために、現況バスルートを変更し、東部地域の住民が利用しやすくなる循環バスルートの充実に努めます。

## ( ) 歩行者が安全で快適に歩ける道づくり

幹線道路の歩道整備を推進すると共に、生活道路の整備や交通安全施設の設置、改善に努めます。



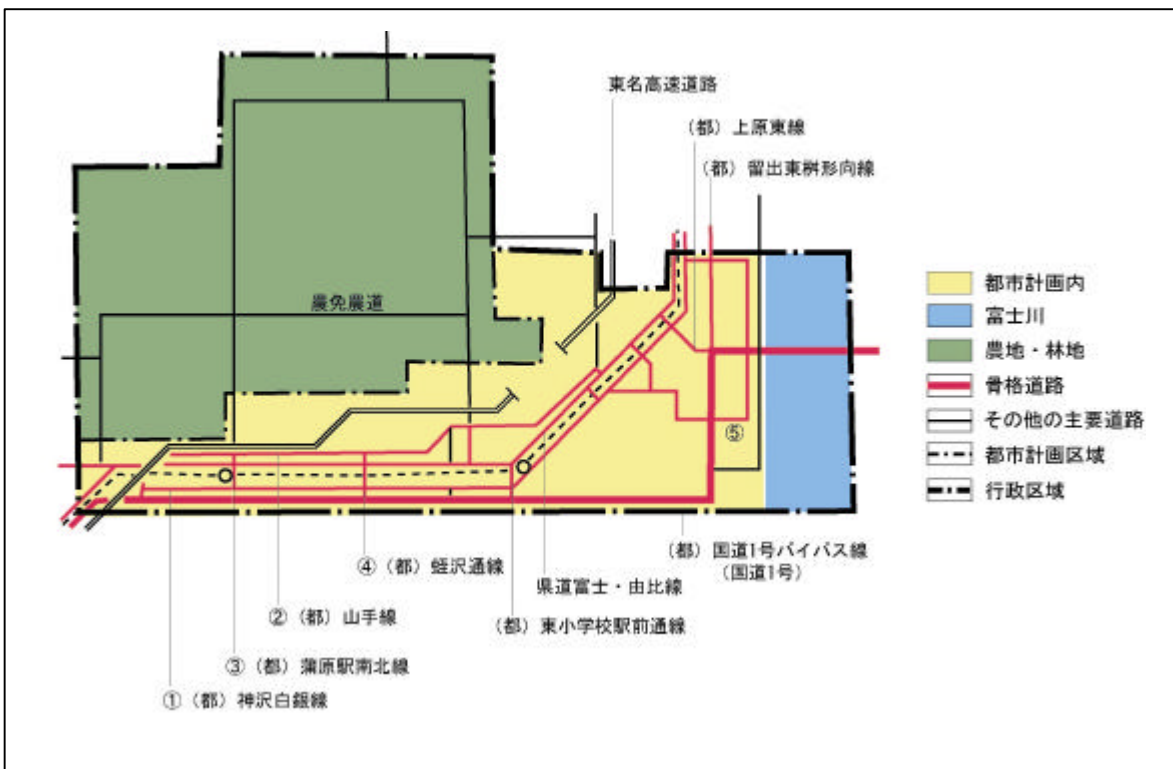
(3) 整備方針

骨格道路網の整備

区分	道路名称	整備方針	
骨格道路の整備	東西軸	○(都)神沢白銀線( )	・JR 東海道本線以南の生活幹線道路としての役割を担う道路であり、中部地域の未整備区間約 600m及び東部地域の未整備区間約 1250mの路線見直しの検討を行っていきます。
		○(都)山手線( )	・県道富士・由比線と共に JR 東海道本線以北の生活幹線道路としての役割を担う道路であり、状況に応じて路線見直しの検討を行っていきます。
	南北軸	○(都)蒲原駅南北線( )	・東西軸の相互の連携を図るための結節道路としての役割を担う道路であり、現在の都市計画道路神沢白銀線と県道富士・由比線までの区間から山手線まで延長整備します。
		○(都)蛭沢通線( )	・南北軸の主軸として、山手線、県道富士・由比線、都市計画道路神沢白銀線並びに、国道 1 号の東西軸を結ぶ道路の整備を進めます。
東部地域内幹線道路の整備	○構想道路( )	・日の出町の未利用地の土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路留出東柵形向線と町道富士見六千坪線とを結ぶ道路の整備を進め、東部地域の幹線道路として位置づけます。	

注): ( )内○数字は下図及び 30 頁の図の道路と対照

道路交通パターン図



## 人に優しい交通整備

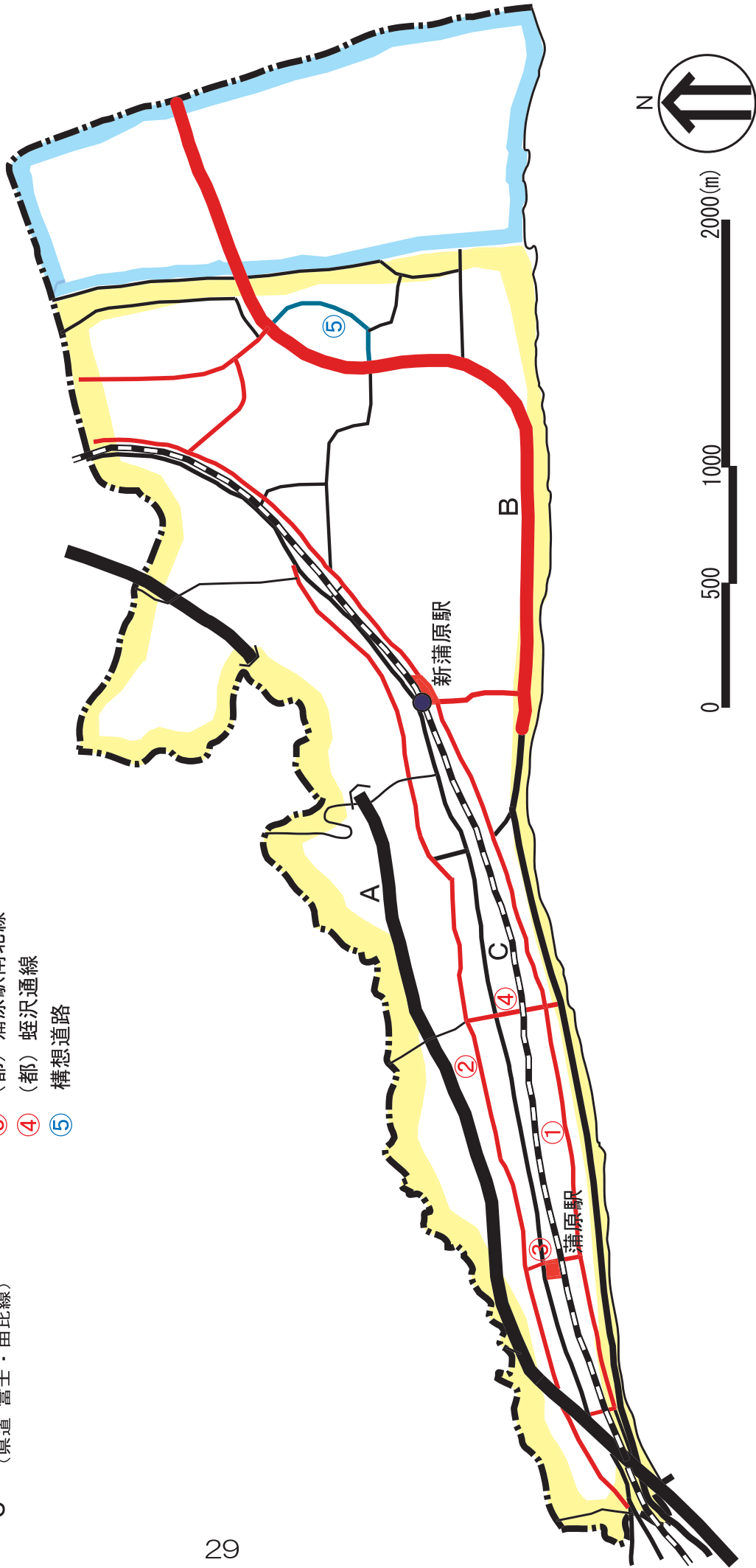
区分	整備方針
東部地域の循環バスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス会社の協力を仰ぎ、東部地域の循環バスルートの充実に努めます。</li> <li>・また、町内を運行しているバスは、高齢者や子供、障害者など誰にも優しく、安全に気軽に利用できるよう、小型化、低床化を促進します。</li> </ul>
歩行者が安全で快適に歩ける道づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道富士・由比線をはじめ、骨格道路を形成する幹線道路の歩道整備を推進し、歩行者の安全性を確保すると共に、住宅地内の生活道路の整備・充実に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新蒲原駅ガードは、歩行者の安全性を確保するための整備を推進します。</li> </ul>



# ■ 道路・交通網整備方針図

- 都市計画道路
- JR東海道本線
- 都市計画道路以外の主要道路
- 都市計画区域内
- 構想道路
- 富士川
- 歩行者の安全を確保すべき
- 芳二下道路
- 都市計画区域

- A 自動車専用道路 (東名高速道路)
- B 広域幹線道路 (国道1号バイパス線)
- C 都市内主要幹線道路 (原道・富士・由比線)
- ① (都) 神沢白銀線
- ② (都) 山手線
- ③ (都) 蒲原駅南北線
- ④ (都) 蛭沢通線
- ⑤ 構想道路



### 3) 住環境整備計画

#### (1) 基本的な考え方

当町は、中・西部地域に古くからの住宅地が形成され、東部地域に比較的新しい住宅地が形成されています。特に、古くからの住宅地は、道路、公園などの基盤整備の問題を抱えているため、これらの整備・改善を重点的に進めます。

また、可住地余力の少ない当町からの人口流出（転出）を抑制すると共に、既成市街地の改善事業を推進するための支援につながるよう、市街地内農地を活用し、計画的な宅地開発を推進します。

#### (2) 基本方針

##### 既成市街地の住環境整備

基盤整備など既成市街地の住環境整備や木造住宅密集市街地等の改善を図ると共に、計画的に開発、供給された良好な住宅地等の保全に努めます。

##### 宅地、住宅供給の推進

スプロール化の防止や木造住宅密集市街地の改善を図ると共に、良質な宅地を供給するために、市街地内農地の宅地転換など計画的な宅地開発を推進します。

また、現在の生活様式等に適合するよう、公営住宅の改善、供給に努めます。





## (3) 整備方針

## 既存市街地の住環境整備

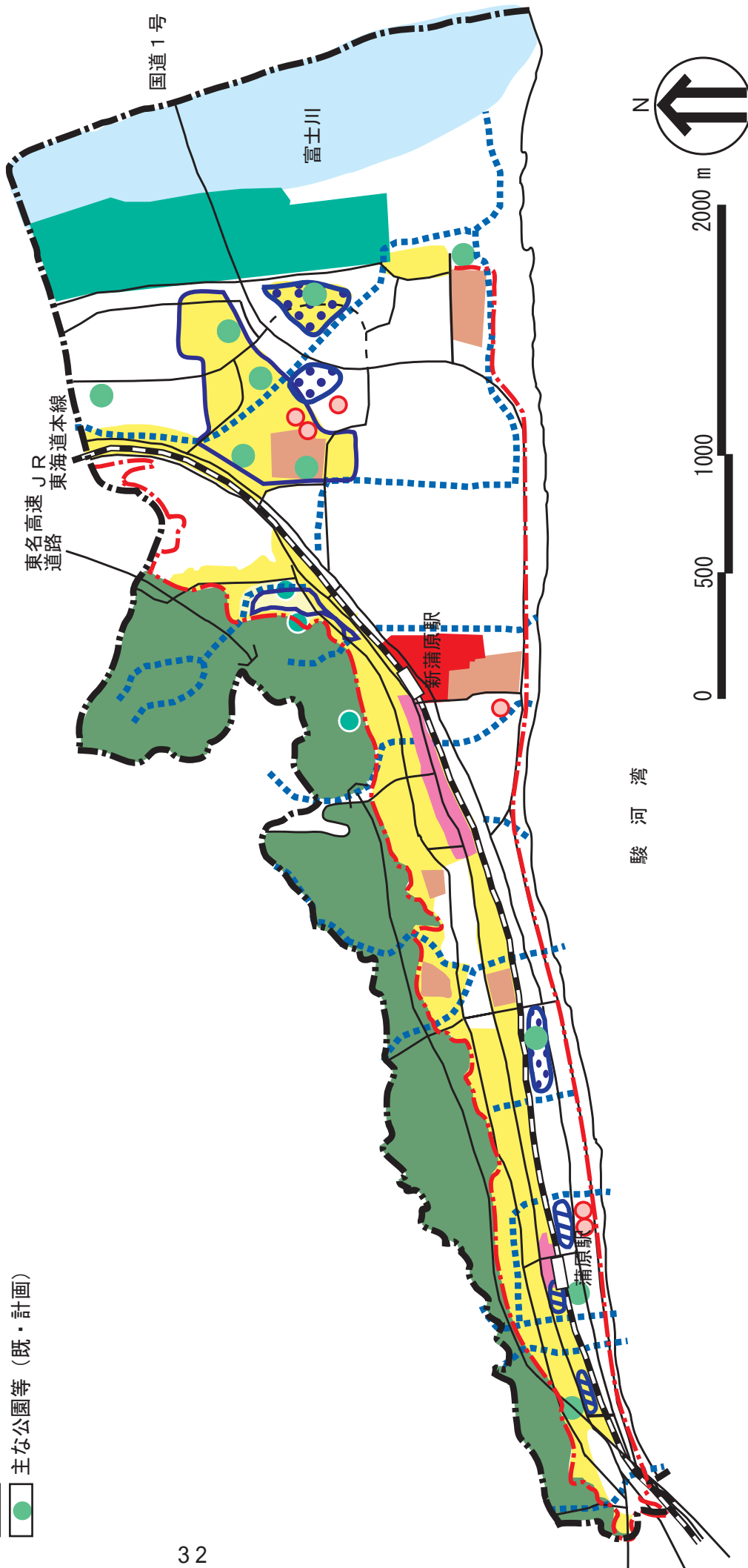
区分	整備方針
既存住宅地の住環境整備・改善	・既存住宅地は、幹線道路や生活道路の整備・改善を図ると共に、公園や下水道などの基盤整備を推進します。
木造住宅密集市街地等の改善	・西部地域の木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度を導入し、これらの解消に努めます。
良好な住環境の保全	・土地区画整理事業等により、良質の住環境が形成されている地区は、その保全に努めます。

## 宅地・住宅供給の推進

区分	整備方針
市街地内農地の宅地転換	・スプロール化の防止と良質な宅地供給のために、市街地内農地の土地区画整理事業等を推進します。 なお、高質な住環境とするために、地区計画制度等の導入を図ります。
町営住宅等の改善及び供給	・町営住宅は、高齢者や身障者も使用しやすいように、耐用年数や生活様式等を考慮しつつ、必要に応じて建て替え又は、改修を進めます。

# 住環境整備方針図

- |   |              |   |            |
|---|--------------|---|------------|
|  | 既存住宅地の整備・改善  |  | 都市計画内の保全緑地 |
|  | 木造密集市街地等の改善  |  | 富士川河川敷緑地   |
|  | 良好な住環境の保全    |  | 河川         |
|  | 市街地内農地の宅地転換  |  | 主要道路       |
|  | 公営住宅の改善      |  | 構想道路       |
|  | 中心商業業務地区     |  | 鉄道         |
|  | 商業業務地区       |  | 想定市街化区域    |
|  | 主な公共施設       |  | 都市計画区域     |
|  | 主な公園等 (既・計画) |   |            |



## 4) 水と緑の整備計画

## (1) 基本的な考え方

公園緑地は、都市環境の維持・改善、都市防災空間、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動の場、動植物の生息・生育の場などの役割を担っています。

そのため、町民が気軽に自然とふれあい、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動ができるよう、公園、緑地の維持・管理及び適正な配置を図ると共に、それらを有機的に結ぶネットワークづくりを進めます。

## (2) 基本方針

## 町民の憩いの場の整備・保全

町民が気軽に利用できる身近な住区基幹公園、町の特性を活かした歴史公園及び、広域的にも利用される富士川緑地の整備、充実に努めます。

また、御殿山をはじめとする観光・レクリエーションの場の整備・保全にも努めます。

その他、既設の公園の維持・管理を図ると共に、新設公園の整備を行い、町民の生活に憩いというおいを与えるよう努めます。

## 水と緑の連携

海岸堤防沿い道路や河川沿い散策路の整備を図り、公園、緑地とを結ぶ水と緑の連携軸を形成します。

また、東海道や西部地域の山手線を活用した歴史散策ルートを設定し、水と緑の連携軸に組み入れ、公園、緑地のネットワークを図ります。



## (3) 整備方針

## 町民の憩いの場の整備・保全

区分		整備方針
都市計画公園	住区基幹公園	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園の整備</li> <li>近隣公園の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の街区公園である、みはらし公園、とめだしひがし公園、はまかぜ公園の維持・管理に努めます。</li> <li>新設公園については、一人当たり1㎡(2,500人に1箇所)、面積0.25haを基準に、配置・整備に努めます。</li> <li>一人当たり2㎡(10,000人に1箇所)、面積2haを基準に、配置・整備に努めます。</li> </ul>
緑地の整備	特殊公園	
	歴史公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的意義の高い蒲原城跡を歴史公園として位置づけ、歴史性に配慮した整備を図ります。</li> </ul>
	河川緑地の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川緑地の水辺周辺は、自然生態系の保全に努め、河川敷部分は、自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの場として、整備・充実を図ります。</li> </ul>
	その他の公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜の名所である御殿山は、樹種の充実、管理に努め、より自然に親しめる緑地の整備・充実に努めます。</li> <li>当町には、3つの都市計画公園(街区公園)以外に、街区公園のような利用がなされている公園が5箇所存在しており、児童遊具や植栽等も整備されていることから、引き続きこれらの維持・管理を図ります。</li> <li>この他東部、中部、西部地域に各々、御園駐在所跡地、八坂神社西側町有地、神沢川東側材木置き場跡地などの公園整備に努めます。</li> <li>東部、西部地域の土地区画整理事業予定地区についても、公園の整備に努めます。</li> </ul>

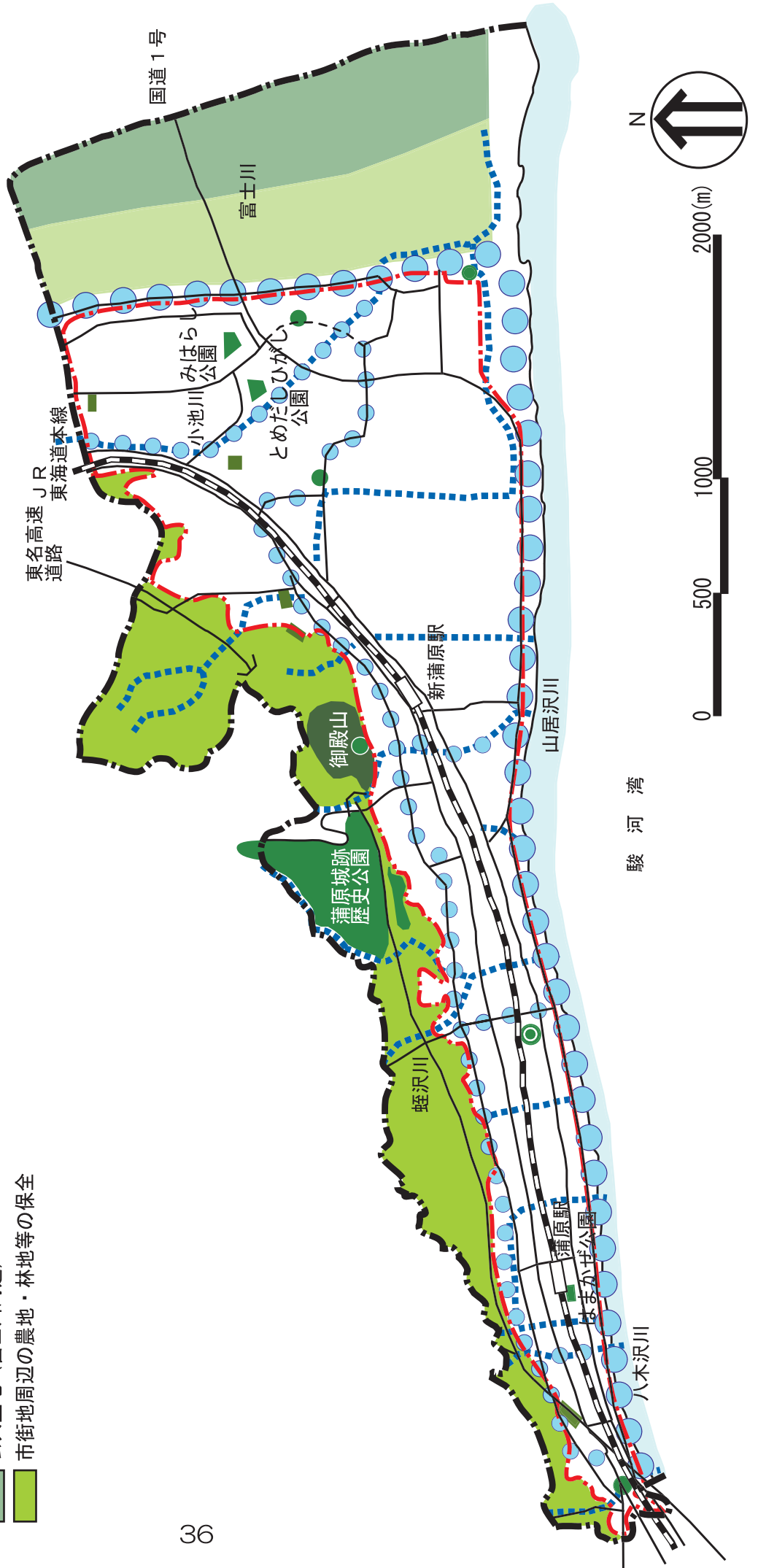
注): 街区公園、近隣公園は、設置可能場所等を考慮し、配置場所を検討

## 水と緑の連携

区分	整備方針
河川沿いの散策路の整備	・海岸堤防沿いの道路を歩行者軸として位置づけると共に、富士川、小池川、山居沢川、蛭沢川、八木沢川等の河川沿いに散策路を整備し、町内に点在する公園、緑地のネットワーク化を図ります。
歴史散策ルートづくり	・東海道や西部地域の山手線を主軸とした歴史的資源等を結ぶルートづくりを行うと共に、ルート沿いに案内板や休憩施設などの整備を実施します。

# ■水と緑の整備方針図

- |  |                    |  |         |
|--|--------------------|--|---------|
|  | 街区公園 (既設)          |  | 水と緑の連携軸 |
|  | その他の都市公園 (既設)      |  | 河川      |
|  | 街区公園・その他の都市公園 (計画) |  | 主要道路    |
|  | 近隣公園 (計画)          |  | 構想道路    |
|  | 歴史公園 (計画)          |  | 鉄道      |
|  | その他公園 (既設)         |  | 想定市街化区域 |
|  | 河川緑地 (富士川緑地)       |  | 都市計画区域  |
|  | 公共空地 (富士川河道)       |  |         |
|  | 市街地周辺の農地・林地等の保全    |  |         |





## 5) 環境との共生計画

### (1) 基本的な考え方

自然環境の保全や創出を図ると共に、環境負荷の軽減に努め、自然と人間とが共に暮らせる環境づくりを進めます。

### (2) 基本方針

#### 自然環境の保全・創出

水源涵養や山地の荒廃化を防ぐために、既存緑地の保全に努めます。

河川の利用にあたっては、様々な生物の生息空間の保全・創出に努めます。

#### 下水道等の推進

市街地内に公共下水道等の整備を推進します。

#### 環境負荷の低減

ゴミの発生抑制やリサイクルの推進、太陽光発電等の利活用などにより、環境への負荷の低減を図ります。また、快適な生活環境を維持するために、環境衛生施設の維持・管理にも努めます。



## (3) 整備方針

## 自然環境の保全・創出

区分	整備方針
緑地の保全	・水源涵養や山地の荒廃化を防ぐために、山地部の農地や林地などの既存緑地の維持に努めます。特に、市街地後背部の良好な緑地は、生活環境を維持するために、保全に努めます。
自然を重視した多様な河川整備の推進	・当町の河川（都市計画区域内）は、治水に対する整備は完了しており、今後は利用する上で、自然環境の保全やうまいのある水辺空間の創出を目指して、自然を重視した多様な河川整備を推進します。










## 下水道等の推進

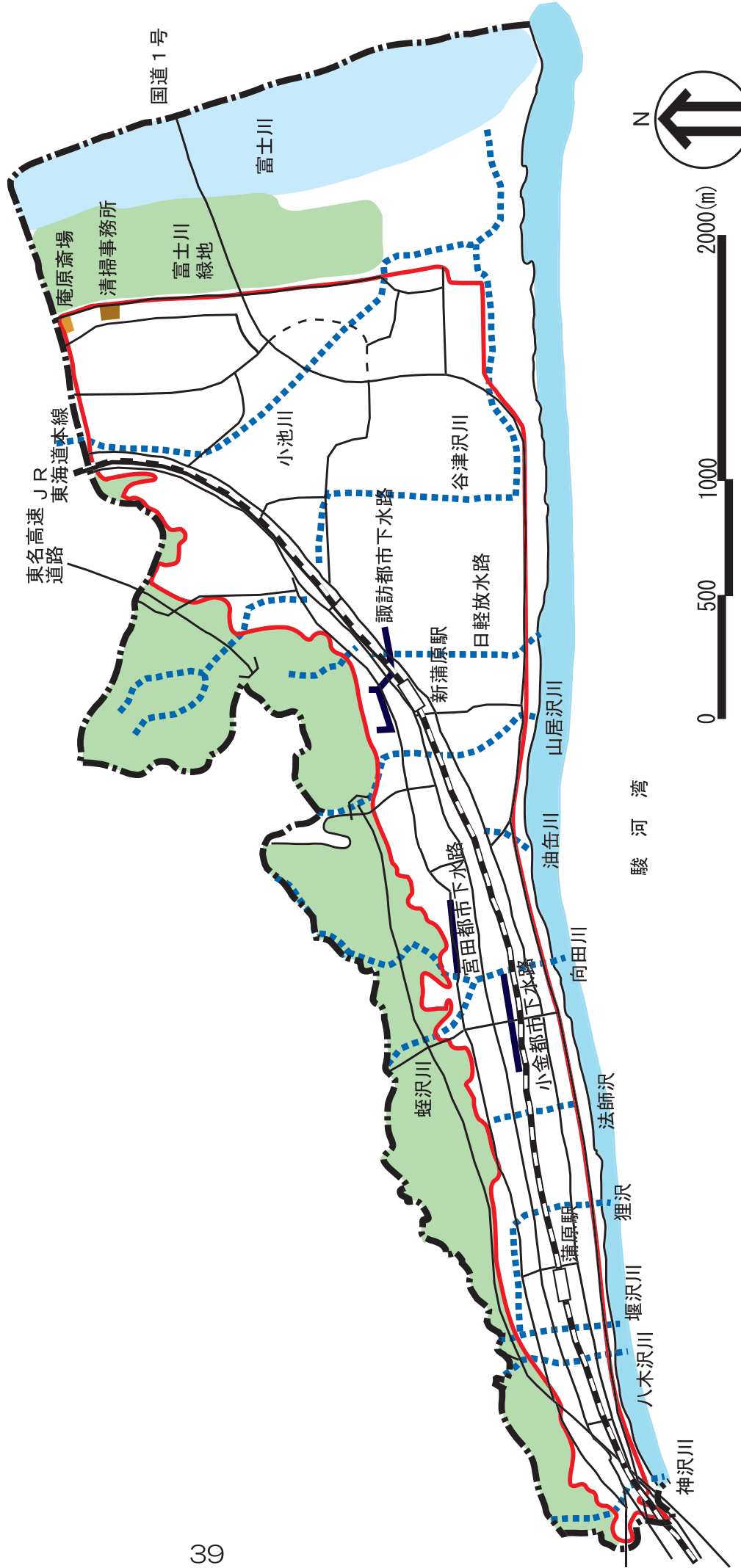
区分	整備方針
下水道等の推進	・生活排水などによる河川や海の汚濁、浸水等を防ぐために、市街地内の公共下水道や都市下水路整備を推進します。

## 環境負荷の低減

区分	整備方針
ゴミの発生抑制とリサイクルの推進	・資源ゴミの分別収集、廃棄物の資源化の推進、生ゴミの堆肥化等の促進と共に、廃棄物の再利用や再生品の使用を推進します。
太陽光発電等の利活用	・公共施設や公園、街路灯などの電力供給にあたり、太陽光発電等のクリーンエネルギーの活用を推進します。
環境保全に対する監視指導強化	・工場等に対し、環境保全対策に対する監視強化に努めます。
し尿処理施設の維持・管理	・公共下水道が供用及び、合併処理浄化槽が十分普及されるまで、し尿処理施設の維持・管理に努めます。
斎場の整備	・庵原地区住民が使いやすい施設とするために、庵原斎場の整備を進めます。

# 環境共生方針図

-  公共下水道整備検討区域
-  都市下水路
-  河川
-  清掃事務所
-  斎場
-  市街地周辺の環境緑地
-  主要道路
-  構想道路
-  鉄道
-  都市計画区域



## 6) 都市景観形成計画

## (1) 基本的な考え方

土地利用に基づいた市街地景観の形成を図ると共に、東海道、蒲原城跡、御殿山、富士川など、当町の特色を活かした景観形成を図ります。また、市街地後背部の良好な自然環境の整備、保全も図っていきます。

なお、景観に関わるルールづくりに取り組むと共に、住民に対し景観保全、創出の啓発に努めます。

## (2) 基本方針

## 市街地の景観形成

市街地の土地利用の状況に応じた住宅地、商業・業務地、工業地それぞれにふさわしく、全体的に調和のとれた市街地景観の形成を図ります。

## 蒲原町の特色を活かした景観形成

東海道をはじめとする歴史的まちなみ景観や、蒲原城跡・御殿山の自然景観、富士川及び河川敷の景観など、当町独自の特色を活かした景観形成を図ります。

## 自然景観の整備・保全

市街地内を流れる河川、市街地に接する農地・林地、離岸堤と砂浜など、豊かな自然景観の整備・保全を図ります。

## 景観形成の誘導と啓発

蒲原宿の歴史的まちなみ等を保存していくために、建造物の建て替え等における支援制度の創設に努めます。

また、優れた景観に対し広報紙等により紹介し、景観の重要性の啓発に努めます。



## (3) 整備方針

## 市街地の景観形成

区分	整備方針
住宅地の景観形成	・低層の住宅地景観の維持に努め、生け垣や庭の緑化を促進します。
商業・業務地等の景観形成	・JR 新蒲原駅及び蒲原駅周辺は、広域又は地域商業・業務地としての機能と町の東西玄関口にふさわしい景観形成を図ります。
工業地の景観形成	・工場緑化を促進し、周辺の住宅地と調和した工業地景観の形成を図ります。

## 蒲原町の特徴を活かした景観形成

区分	整備方針
歴史的まちなみ等の景観整備	・蒲原宿、堀川沿い及び西部地域の山手線沿いに立地しているまちなみや緑地の保全に努めると共に、歴史的雰囲気演出する看板の設置や道路修景を行い、歴史的まちなみ等の景観整備を図ります。
蒲原城跡及び御殿山景観整備・保全	・蒲原城跡は、散策道の整備や案内板・誘導板の設置を図ります。また、隣接する御殿山は桜の名所として、自然景観の保全に努め、蒲原城跡と連坦した自然景観づくりを目指します。
富士川及び河川敷の景観保全	・近景には、富士川の流水や動植物の生息地、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの場や桜えび干し場が、また、中・遠景には、富士山、駿河湾などが眺望でき、当町の優れた景観エリアとなっているため、これら景観の永続的な保全に努めます。

## 自然景観の整備・保全

区分	整備方針
水辺景観整備	・市街地内を流れる小池川をはじめとする河川は、市街地にうるおいを与えるよう適所に親水性を図ります。
農地、林地等の景観保全	・市街地の生活環境を守るために、市街地に近接する農地及び林地の景観保全を図ります。
海岸景観保全	・国土交通省に働きかけ、海岸一帯の砂浜回復の促進に努めます。

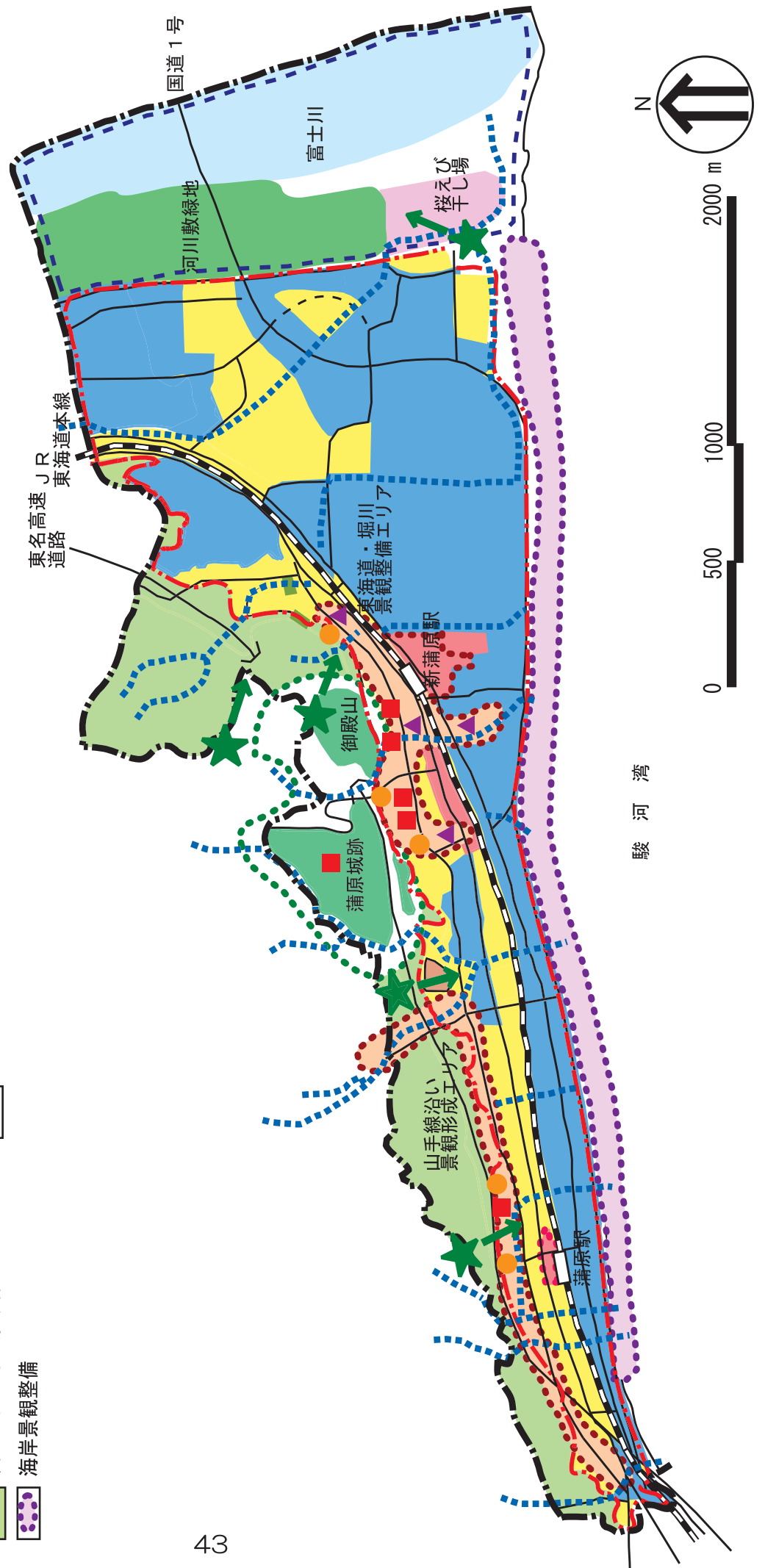
## 景観形成の誘導と啓発

区分	整備方針
景観誘導指針の作成と助成金制度の創設	・ 蒲原宿の歴史的まちなみを保存していくために、建造物などの建て替えや改修等について、条例の制定を行い、住民により景観誘導指針等のルール作りを行い、その指針に基づいた建て替え改修等についての助成金制度の創設に努めます。
優れた景観保全に対する啓発	・ 優れた景観に貢献していると認められる建造物、看板、庭園などを広報紙等に紹介し、景観の重要性の啓発に努めます。



# 景観形成方針図

- |  |               |  |         |
|--|---------------|--|---------|
|  | 住宅地の景観形成      |  | 眺望ポイント  |
|  | 商業業務地等の景観形成   |  | 歴史的建造物等 |
|  | 工業地の景観形成      |  | 社寺境内地等  |
|  | 歴史的まちなみ等の景観整備 |  | 記念碑等    |
|  | 蒲原城址及び御殿山景観整備 |  | 主要道路    |
|  | 富士川及び河川敷の景観保全 |  | 構想道路    |
|  | 水辺景観整備        |  | 鉄道      |
|  | 農地・林地等の景観保全   |  | 都市計画区域  |
|  | 海岸景観整備        |  |         |



## 7) 都市防災整備計画

### (1) 基本的な考え方

災害対策を総合的に推進し、安全で安心して暮らすことができる都市づくりを目指します。

### (2) 基本方針

#### 災害に強いまちづくり

災害危険区域等への治山事業、海岸への離岸堤設置、浸水区域における調整池の設置、木造住宅密集市街地等の区画道路の適正配置、建物の耐震化、不燃化の促進などにより、山崩れ、津波、大雨、地震、火災などの災害に対し、町民の生命や財産を守る、災害に強いまちづくりを進めます。

#### 避難路、避難場所の整備・充実

避難路沿いの建物の耐震化、不燃化などを促進すると共に、避難場所の耐震対策を推進し、災害時の安全性の確保に努めます。



## (3) 整備方針













## 災害に強いまちづくり

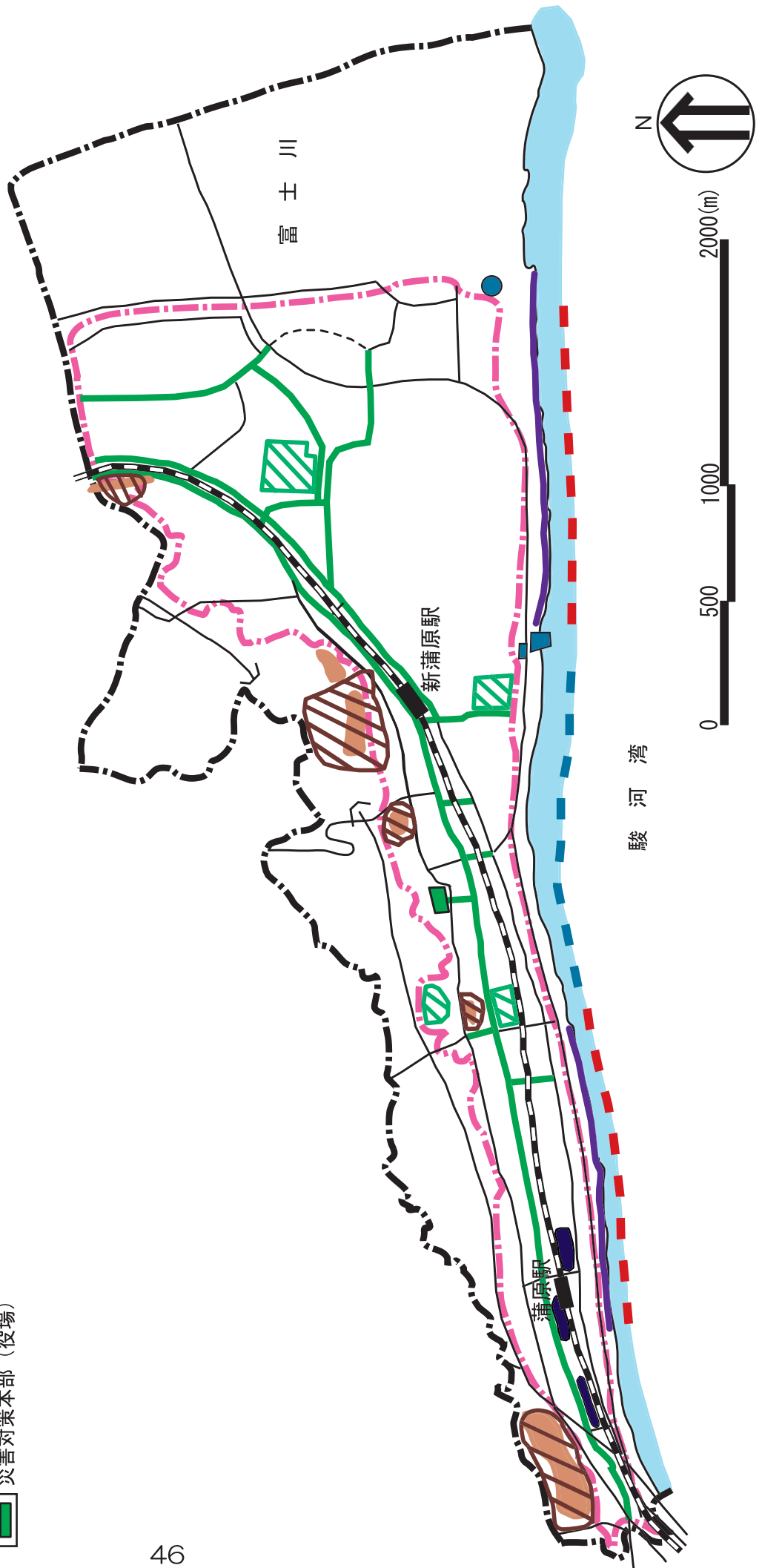
区分	整備方針
災害危険区域等の防災対策の推進	・市街地に近接する山地部の急傾斜地崩壊危険区域や災害危険区域は山崩れや土砂流出等を防ぐため、治山事業や急傾斜地崩壊対策事業などの防災対策を推進します。
有脚式離岸堤等の設置促進	・日軽金の放水路下に高潮対策工を設置すると共に、津波や海岸沿い地域の塩害対策のために、継続して既存の消波堤及び突堤の補強、並びに有脚式離岸堤の設置や養浜事業の促進を国土交通省に要望していきます。
調整池の整備	・大雨の際に、周辺地域の浸水を防ぐために、県立庵原高校東側町有地に、調整池を整備します。
木造住宅密集市街地の区画道路の適正配置	・西部地域の木造住宅が密集し、接道要件により住宅等の建て替えが困難な地区は、必要に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度を導入し、区画道路の適正配置を推進し、火災時の消火活動や避難路の安全確保を図ります。
建物の耐震対策・不燃化の促進	・公共施設の耐震化や不燃化を推進すると共に、一般住宅の耐震対策を促進します。

## 避難路、避難場所の整備・充実

区分	整備方針
避難路の安全性の確保	・県道富士・由比線をはじめとする避難路の安全確保を図るために、沿道建物の耐震化・不燃化、ブロック塀の生け垣化などを促進します。
避難場所の安全確保	・対策本部となる役場、広域避難地となる小・中学校や文化センターの耐震対策を推進し、災害時の安全性の確保に努めます。

# 防炎対応方針図

-  急傾斜地危険区域の防災対策促進
-  広域避難地の安全確保
-  災害危険区域の防災対策促進
-  避難路の安全確保
-  調整池の整備
-  主要道路
-  高潮対策工の整備
-  有脚式離岸堤等 (既設)
-  有脚式離岸堤等 (整備要望)
-  既設消波堤及び突堤の補強
-  並びに養浜事業の促進
-  木造密集市街地等の区画道路の適正配置の推進
-  災害対策本部 (役場)
-  想定市街化区域
-  都市計画区域



## 8) 福祉のまちづくり計画

### (1) 基本的な考え方

すべての住民に開かれ、参加することのできるまちづくりを目指します。

### (2) 基本方針

#### ユニバーサルデザインによる利用しやすい施設づくり

すべての住民が共に生活するノーマライゼーションの考えに基づき、公的施設や道路、公園、駅・駅前広場、公共交通機関などをユニバーサルデザインによる整備、改善に努めます。

#### 高齢者や障害者が使用しやすい公営住宅の整備

高齢者や障害者などが自立し尊厳を持って社会の重要な一員として暮らしていけるよう、使用しやすい公営住宅の改良及び供給の促進に努めます。

## (3) 整備方針

## ユニバーサルデザインによる利用しやすい施設づくり

区分	整備方針
公的施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が利用する文化センター、高齢者福祉施設などは、ハートビル法に基づき、駐車場や建物の整備を進めます。</li> </ul>
歩道及び公園等の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路等の歩道は、「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、適所にゆとりのある幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの整備、改善に努めます。</li> <li>・公園等については、園路の段差解消、スロープ・手摺の設置などの整備、改善に努めます。</li> </ul>
駅・駅前広場及び公共交通機関の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 新蒲原駅及び蒲原駅の駅舎・駅前広場は「交通バリアフリー法」に準じ、JR との協議を行い、ゆとりある歩道やスロープ、音響信号機の設置、障害者用トイレの設置等の整備、改善に努めます。</li> <li>・新蒲原駅については、エレベーターの設置に努めます。</li> <li>・バスについては、バス会社との協議を行い、高齢者や障害者でも乗降が容易なように低床バスやノンステップバスの導入などの整備、改善を要望します。</li> </ul>

## 高齢者や障害者が使用しやすい公営住宅の整備

区分	整備方針
高齢者や障害者が使用しやすい町営住宅の改良及び供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅の新設又は改良にあたっては、高齢者や障害者が使用しやすいもの（手摺の設置や段差解消等）とし、入居に際しては、高齢者や障害者世帯を優先させます。</li> </ul>